

事務連絡  
令和7年7月30日

専務理事各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
理事長 新田 慎二

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案に関する意見募集について

国土交通省は、今般、別添のとおり一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案に関する意見募集を開始したのでお知らせいたします。

今回の改正では、令和4年4月に成立した改正道路交通法等により、自動運転が可能となったことを踏まえ、一般乗用旅客自動車運送事業標準約款に、特定自動運行保安員の位置づけ等について明記するものです。

つきましては、了知されるとともに各都道府県協会においてご意見がある場合は、直接同省物流・自動車局旅客課意見募集担当に対して所定の様式でご提出いただき、その写しを全タク連宛てにご送付いただきますようお願いいたします。

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案に関する意見募集について

令和7年7月  
国土交通省  
物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案について検討を進めております。

つきましては、下記要領のとおり広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。

<意見募集要領>

**1. 意見募集対象**

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案について（別紙）

**2. 資料入手方法**

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 国土交通省物流・自動車局旅客課において配布

**3. 意見募集期間**

令和7年7月23日（水）～令和7年8月23日（土） ※必着

**4. 意見提出方法**

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス [hqt-ryokaku\\_pc@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-ryokaku_pc@gxb.mlit.go.jp)

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用のうえ、件名は「一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案に関する意見募集について」としてください。

③ 郵送

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 意見募集担当 あて

## 5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

## 6. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 担当者（石津、中村）

電話番号（代表）03-5253-8111（内線 41253）

## 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案について

### 1. 背景

令和 4 年 4 月、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号。以下「改正道交法」という。）が成立し、運転者が不在の状態での自動運転（以下「特定自動運行」という。）を行うことが可能となった。

改正道交法の成立を受けて、国土交通省では、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするために講ずべき事項等について検討を進め、令和 5 年 4 月に道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 31 号。以下「自動運転省令」という。）を公布し、自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置を定めた。

上記を踏まえ、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）第 11 条第 3 項に基づき公示されている一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 48 年運輸省告示第 372 号。以下「乗用約款」という。）、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年運輸省告示第 49 号。以下「乗合約款」という。）及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年運輸省告示第 49 号。以下「貸切約款」という。）について所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

- (1) 特定自動運行保安員の位置づけ（乗用約款第 2 条、第 4 条及び第 4 条の 2、乗合約款第 2 条並びに貸切約款第 2 条、第 4 条及び第 8 条）

自動運転省令により、特定自動運行保安員についての規定（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 15 条の 2 第 1 項等）が新設されたところ、運送の安全確保のための指示等を行う者として特定自動運行保安員を追加する改正を行う。

- (2) 応急手当の際の旅客等への協力の求め（乗用約款第 2 条の 2、乗合約款第 2 条の 2 及び貸切約款第 2 条の 2）

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 19 条において、旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により死傷者のあるときはすみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずることとしている。当該措置については旅客に協力を求めることもあったところ、特定自動運行においては車内に当該事業者の従業員が不在となり、より旅客の協力が必要となることが想定されることを踏まえ、当該協力の求めについて明記する改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年8月【P】

施 行：公布の日

○国土交通告示第 号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第十一条第三項の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年 月 日

国土交通大臣 中野 洋昌

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示

第一条 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(係員の指示)

第二条 旅客は、当社の運転者、特定自動運行保安員(旅客自動車運送事業運輸規則第十五条の二第一項に規定する特定自動運行保安員をいう。以下同じ。)その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(応急手当の協力の求め)

第二条の二 当社は、天災その他の事故により死傷者のあるときは、旅客に応急手当その他の必要な措置の協力を求めることがあります。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第四条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

(一) (五) (略)

(六) 旅客が乗務員(特定自動運行保安員を含む。以下同じ。)の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。

(七) (七) (略)

第四条の二 (略)

2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、乗務員は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

改正前

(係員の指示)

第二条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(新設)

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第四条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

(一) (五) (略)

(六) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。

(七) (七) (略)

第四条の二 (略)

2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。